

議事日程（開会日） 平成30年12月6日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 議案第52号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について
日程第 5 議案第53号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 6 議案第54号 木曾岬町立認定こども園条例の制定について
日程第 7 議案第55号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第56号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第57号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第58号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第59号 木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第60号 木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第61号 損害賠償の額を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	鎌田 鷹介 君	2番	伊藤 厚紀 君
3番	加藤 真人 君	5番	服部 英二夫 君
6番	三輪 一雅 君	7番	伊藤 律雄 君
8番	中川 和子 君	9番	伊藤 好博 君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
教 育 長	山北 哲 君	総務政策課長	伊藤 啓二 君
危機管理課長	小島 裕紹 君	会計管理者	服部 孝龍 君
産業課長	平松 孝浩 君	建設課長	浅野 覚 君
住民課長	山田 克己 君	福祉健康課長	松本 大 君

税務課長 藤井光利君 教育課長 伊藤正典君
事務局出席職員

事務局長 白木 悟 議会事務局 伊藤麻美

=====

午前 9時 0分開会

○議長（伊藤好博君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第4回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、諸般何かと御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても、御出席ありがとうございます。

今期定例会に執行部より提出されます議案は、一般会計・特別会計補正予算のほか、各条例の制定及び条例の一部改正をする案があり、いずれも重要な案件が提出されております。その詳細については後ほど執行部より説明がなされると存じますが、議員の皆様方におかれましては、住民の負託に応えるべく、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます。また、議会運営には、格段の御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより平成30年第4回木曾岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤好博君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

8番議席、中川和子議員、1番議席、鎌田鷹介議員の御両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る11月30日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて御審議をいただきましたので、議会運営委員長より委員会の審議経過報告をお願いいたします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅委員長。

○6番（三輪一雅君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をいたします。

去る11月30日午前9時より委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、地方自治法、議会運営委員会規程等に基づき、議長の出席を求め、執行部より町長及

び担当課長の出席のもとに、平成30年第4回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議をいたしましたので、その審議経過と結果を御報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長より議案の概要説明を受け、審議に入りました。

説明を受けた議案の内容の報告は割愛させていただきますが、本定例会開催日の提出議案は、平成30年度町一般会計、特別会計の補正予算案2件、条例の制定及び一部改正案7件、損害賠償についての1件、合わせて10件であります。

これらの議案について、内容を審議した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、全てを今期定例会で審議する議案として承認することにいたしました。

次に、本定例会の会期日程についての審議では、先ほど申しました審議対象議案の状況を考慮し、全てを本会議で審議するものとし、会期は、本日6日から13日までの8日間と決定いたしました。

なお、議案の審議については、常任委員会へ付託して行うべきではないかとの御意見がございましたが、議会の協議案件として現在協議中であることから、本会議で審議することといたしました。また、会期の延長についての御意見がございましたが、協議の結果、賛成者多数で8日間といたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日、開会日の日程は、この後、加藤町長より行政報告を行っていただくこととしております。この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、まず、議案第52号から議案第61号までの議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、続いて、担当課長から詳細な説明を行っていただきます。以上をもって、平成30年第4回定例会の開会日は散会とさせていただきます。

次に、定例会は12月11日午前9時より再開していただきます。最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は3名の方が通告されており、この一般質問の取り扱いを審議しましたところ、それぞれ受け付け順に質問し、答弁をいただくことといたしました。なお、発言は町の議会関係例規に基づいて行っていただきますので、よろしく願いいたします。

この一般質問を終えた後、議案第52号から議案第61号までの10議案を一括上程していただき、それぞれの議案に対する質疑を個別に行っていただきます。

以上をもって、11日の本会議は散会としていただきます。

次に、定例会閉会日は、12月13日午前9時より再開し、議案第52号から議案第61号までの10議案を一括上程いただき、討論を行っていただきます。なお、議案に対する討論は一括討論とさせていただきますが、修正議案が提出された議案は個別討論とさせていただきます。議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

以上の審議の終了をもって閉会宣告をしていただき、平成30年第4回木曾岬町議会定

例会は閉会といたします。

以上、議会運営委員会の審議結果報告とさせていただきます。

平成30年12月6日、議会運営委員会委員長、三輪一雅。

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審議、御苦労さまでした。

ここで皆様にお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は、本日12月6日から12月13日までの8日間とする旨の御報告がございました。よって、今期定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から12月13日までの8日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間と決定しました。

日程第3 行政報告について

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第3、行政報告についてを議題といたします。

加藤町長より行政報告をお願いいたします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） どうも、皆さん、おはようございます。

ことしははや12月を迎えたところでございますが、各地では夏日となるなど大変暖かい師走となっております。本日、平成30年第4回の木曾岬町議会定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さん方には早朝から御出席をいただき、まことにありがとうございます。

今期定例会に上程いただきます議案は、一般会計、特別会計、それぞれの補正予算案並びに条例の改正案など、いずれも重要な案件ばかりでございます。何とぞ十分な御審議をお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議長の許可をいただきましたので、私から行政報告をさせていただきます。

まず初めに、去る10月31日に、県と市町の地域連携として鈴木三重県知事との1対1対談を行いました。当日は、議会の皆さん方には傍聴という形でございますが、御参加をいただきました。まことにありがとうございました。対談に先立ちまして、このたびのテーマでございます木曾岬干拓地を視察いただき、現状を確認していただきましたが、知事からは、木曾岬町が危惧する危険度、安全リスクについて、その必要性を強く感じており、三重県としても町との気持ちは一緒であり、課題解決に向け議論していきたいと述べられ、その後、会場に入ってください、対談を行いました。

対談冒頭に、町の防災対策に対して、防災センターを初めとする施設整備や避難訓練の実施など防災に対する当町の意識の高さに敬意を表すという知事からのお言葉をいただき、対談に入りました。

まず、1点目の木曾岬干拓地の河川堤防の整備についてでございますが、三重県管理部分の河川整備計画の編入と早期の事業化並びに国土交通省管理部分の河川整備計画への編入を強く要望いたしました。これに対して知事からは、三重県管理部分である鍋田川の左岸堤防について、平成29年度より右岸側の耐震対策工事に着手したところであり、地域の安全安心のためにまずは右岸堤防の耐震対策を着実に進め、その状況を見ながら左岸堤防の河川整備計画についても検討していきたい、また、国土交通省管理部分である木曾川の左岸堤防については、国ともしっかり情報共有していきたいとの方針を示されました。

次に、2点目として、愛知県側との道路アクセスについて、具体的なルート選定と事業化を要望させていただきました。知事からは、アクセス道路は企業誘致を行う上でも重要な事項であり、平成26年度から愛知県などと意見交換を行っており、引き続き早期の計画への位置づけ及び事業化に向けて要望していくとの答弁でございました。

次に、3点目は、干拓地の緩衝緑地帯の管理についてでございますが、干拓地は三重県が多額の県費を投じて買入れた土地であることから、早期に雑草などを刈るべきであるとの主張をいたしたところでございますが、知事からは、緩衝緑地帯の機能を確保しつつ、売却予定地に隣接する区域など必要な範囲について草刈りを行い、企業誘致が円滑に進むよう適切に維持管理を行うとのことでした。

最後に、4点目として、干拓地メガソーラーより南側の環境影響評価の早期実施について、知事からは、現状としては干拓地のチュウヒの営巣状況などの調査を継続しているので、南側の環境影響評価に今すぐに着手することは困難と考えている。今後もモニタリング調査を継続するとともに、有識者の幅広い助言を受け、環境影響評価の着手時期について、引き続き検討していきたいとの答弁がございました。

以上が知事との1対1対談の概要でございますが、これら多くの課題が山積しており、私としてはこれら課題を県議会へも申し入れ、11月9日には干拓地の視察をしていただきました。12月3日には三重県議会定例会の一般質問において、視察をいただいた自民党県議団の石田議員より木曾岬干拓地の有効利用について質問をいただきましたが、これについて、特に期待するような回答はございませんでした。

しかしながら、私は、1つずつ丁寧に取り組み、解決していくことが町の発展につながることを考えており、今後とも三重県と連携をともに図りながら、着実に行政の推進に結びつけていきたいと考えているところでございます。

次に、町議会や町民の皆様にご心配をいただいております町の複合型施設に使用された免震オイルダンパーのデータ書きかえ問題について、現在までの状況を報告させていただきます。

本年10月16日に、国土交通省はKYB社の免震・制震オイルダンパーの大臣認定などの不適合製品が全国で986件あることを公表いたしました。翌17日には三重県が県内で使用された同社製品が14件あり、そのうち公共施設で使用された8件の施設の名称を公表いたしました。この中に当町の複合型施設も含まれております。また、19日にはKYB社が同社のホームページ上に所有者の了解を得た全国70施設の名称と結果を掲載し、当町の複合型施設は不明という判定結果が公表されました。この判定結果の不明は、出荷製品のデータが把握できておらず、現時点で製品の判定ができない状況にある区分でございます。

私は、この複合型施設の安全性についてすぐに確認する必要があることから、本施設の設計業者及び施工業者に対し、直ちに報告するよう指示をいたしました。これを受けて10月22日には設計事務所である市川建築設計事務所から、また、11月7日には施工業者である木内建設株式会社から報告を受けました。

設計事務所及び施工業者からの説明では、当町の複合型施設の間接免震層に使用された免震ダンパーは8本あり、これらの製品について製造メーカーから直接聞き取りを行っているが、使用された免震オイルダンパーの出荷時の検査データが把握できておらず、現時点で提出した大臣認定仕様との検証が不明であるとのこと、また、国土交通省からの指示により製造メーカーにある既存の個別データをもとに設計事務所において安全検証を行い、この結果を国土交通省に報告し、国が定めた第三者機関において再検証する予定であるとの報告を受けました。

また、12月4日にはKYB社本社の執行役員が来庁され、このたびのデータ改ざん問題における当町に対するお詫びと、今後の交換も含めた対応方針について説明を受け、現在設計事務所が進められている安全検証の結果が出た段階において、改めて報告に伺うとの説明をいただきました。

いずれにしても、当町の複合型施設は庁舎機能だけでなく、避難所も兼ねる町の重要拠点施設であることから、施設の安全性の確保が最優先であり、安全検証の結果と今後の早期対応を強くお願いしたところでございます。本件については検証結果などが明確になった時点で、改めて皆様方に報告をさせていただきます。

最後に、当町は平成元年の村制制定100周年を機に、同年の5月1日に町制を施行して以来、平成の歩みとともに本年30周年を迎えることができました。町制施行30周年を迎え、今日の木曾岬町を築いていただいた先人、先輩の方々を初め、深い御理解と温かい御支援、御協力を賜っております町民の皆様方に対して改めて深く感謝を申し上げますとともに、次なる時代に向かって小さくとも木曾岬ならではの魅力を生かして、輝きのある住みよい元気な町の創造を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

以上のことを申し上げ、平成30年第4回定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。

きます。御清聴ありがとうございました。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

日程第 4 議案第 5 2 号 平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 5 議案第 5 3 号 平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 6 議案第 5 4 号 木曾岬町立認定こども園条例の制定について

日程第 7 議案第 5 5 号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 5 6 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 5 7 号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 0 議案第 5 8 号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 1 議案第 5 9 号 木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 2 議案第 6 0 号 木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 3 議案第 6 1 号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（伊藤好博君） 日程第 4、議案第 5 2 号、平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）についてから日程第 1 3、議案第 6 1 号、損害賠償の額を定めることについてまでの 1 0 議題を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程 4、議案第 5 2 号から日程 1 3、議案第 6 1 号までの 1 0 議案につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

まず、日程 4 の議案第 5 2 号、平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ 2, 6 0 0 万円を追加し、予算の総額を 2 9 億 5, 0 0 0 万円とするものでございます。

その主な補正内容を申し上げますと、歳入では、障害者自立支援給付費及び介護給付費

の実績により、国庫補助金、県補助金の見込み額を減額したこと、多面的機能支払事業交付金の追加交付を受けたことなどにより、関連予算を精査するものでございます。

また、寄附金においては、ふるさと応援寄附金の実績及び町の教育振興及び地域福祉の推進にと指定寄附をいただきましたので、その予算措置を行うものでございます。

以上が主な歳入予算の補正でございます。

次に、主な歳出の補正内容でございますが、各課にわたる人件費につきましては、人事異動並びにこのたびの人事院勧告を受け、それぞれ必要項目の補正を行うものでございます。

総務費の財産管理費では、商工会館の改修は繰り延べになったことから、町の負担金を減額するものでございます。

民生費の社会福祉費では、障害者自立支援給付費などの実績により、見込み額を精査するものでございます。

農林水産業費の農地費では、多面的機能支払交付金事業に追加を受けましたので、その事業費を精査し、商工費では、鍋田川桜並木の剪定・伐採工事費を追加するものでございます。

土木費の道路橋梁費では、公適債事業認可を受けた事業費を追加するものでございます。

消防費では、南部地区津波避難タワーの作業の工程において建設廃棄物が発生したことに伴い、これに係る工事費を追加するものでございます。

以上が一般会計補正予算の概要でございます。

次に、日程5、議案第53号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ446万4,000円を減額し、予算総額を5億803万6,000円とするものでございます。

その主な補正内容でございますが、歳入においては、保険給付費及び地域支援事業費の所要額の見直しにより、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの繰入金金を精査するものでございます。

また、歳出においては、保険給付費サービスの給付額をこれまでの実績により支出見込み額を算出し、地域支援事業費について、介護予防・生活支援サービス事業費の減少により予算額を減額するものでございます。

次に、日程6、議案第54号、木曾岬町立認定こども園条例の制定についてでございますが、文部科学省が所管する教育施設の幼稚園と厚生労働省が所管する児童福祉施設の保育園は目的や機能が異なりますが、共働き世帯や核家族の増加、働き方の多様化による社会状況や家庭環境の変化を受けて、小学校就学前の子どもに幼児教育と保育の両方を提供し、保護者にも総合的な子育て支援を推進するため、平成31年4月1日から新たに木曾岬町立認定こども園を開園するに当たり、条例を制定するものでございます。

次に、日程 7、議案第 55 号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程 8、議案第 56 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 2 議案について御説明いたします。

本年の 8 月 10 日に、人事院から国家公務員の給与改定を主な内容とする勧告がなされました。人事院の給与勧告は、労働基本権制約の対処措置として職員に対し社会情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、公務員給与水準を民間企業の給与水準と均衡させることを基本としたものでございます。

公務員と民間の比較において、公務員の月例給、一時金が民間を下回っていることから、公務員の月例給を本年 4 月から改定することとし、初任給を中心に若年層に重点を置いた給料表の改定が行われました。また、一時金については、0.05 カ月分引き上げることとしており、月例給、一時金ともに、5 年連続の引き上げ勧告となっております。つきましては、この人事院勧告に準じて、所要の改正を講ずることとしております。

議案第 56 号では、町長などの期末手当の 12 月支給分につきまして、0.05 カ月分引き上げ、100 分の 227.5 から 100 分の 232.5 に改正し、平成 31 年度以降は、6 月期、12 月期の期末手当が均等になるよう配分しようとするものでございます。

次に、日程 9、議案第 57 号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について及び日程 10、議案第 58 号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についての 2 議案について御説明をいたします。

このたび、木曾岬町の教育振興及び地域福祉の推進に役立てていただきたいと、それぞれ多額の御寄附をいただきました。それぞれの御意向に沿うように、木曾岬町の夢とふれあい教育基金及び木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金に積み立て、管理運用するための所要の改正を行うものでございます。

次に、日程 11、議案第 59 号、木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成 30 年度の税制改正において、地方税法、同施行令及び同施行規則の一部改正が施行されました。これにあわせ、木曾岬町税条例について所要の改正を行うもので、このたびの改正部分は、平成 31 年 4 月 1 日以降の施行部分についての改正でございます。

その内容は、地方税の電子化に伴う法人町民税の申告納付に関する電子申告義務化に係る規定の創出や、さまざまな形で働く方を後押しする働き方改革を進める観点から、給与所得控除、公的年金等控除の見直しを図るものでございます。また、地方たばこ税については、税率の見直しを平成 33 年 10 月まで、加熱式たばこに係る課税標準の見直しを平成 34 年 10 月まで、段階的に改正を行うものでございます。

次に、日程 12、議案第 60 号、木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成 27 年度から定住化の促進を図る目的で、新築住宅を取得した者及び住宅借入金等特別控除を受け中古住宅を購

入した者並びにマイホームを増改築した者に対し、固定資産税の減免を行っていることについて、今後とも継続を図っていくため、対象住宅の新築などの期間の延長を行おうとするものでございます。具体的には、現行の規定では、対象期間を平成31年1月1日までとしておりますが、その期間を2年間延長し、平成33年1月1日までとするものでございます。

最後に、日程第13、議案第61号、損害賠償の額を定めることについてでございます。

9月4日に襲来した台風21号の影響により、町が設置していた看板が飛散し、町民が所有する2台の車両を傷つけたことによる損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、上程を賜りました10議案、いずれも重要な案件ばかりでございます。後ほど各担当課長から詳細に説明をさせていただきますので、何とぞ慎重審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長より提案理由の説明が終わりました。

続いて、詳細説明を求めます。

詳細説明において、議案第59号について資料の提出がありましたので、御確認ください。

では、事務局の説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、議案第52号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条につきましては、既決予算に歳入歳出それぞれ2,600万円を追加いたしまして、予算の総額を29億5,000万円とするものでございます。

第2項では、この補正予算を行う款項の区分と区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めるというものでございます。

また、第2条は、債務負担行為の追加を、第2表、債務負担行為補正に定めるものでございます。

第3条では、地方債の変更を、第3表の地方債補正に定めたものでございます。

2ページをごらんください。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

歳入では、13款の国庫支出金から20款の町債に及ぶ6つの款と、それに付随する9つの項で予算の補正を行います。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款の議会費から 4 ページの 1 1 款の予備費まで、1 0 の款とそれに付随する 1 9 の項において予算補正をお願いするものでございまして、歳入歳出それぞれ 2, 6 0 0 万円を追加し、補正予算後の予算額の総額を 2 9 億 5, 0 0 0 万円とするものでございます。

5 ページをごらんください。

第 2 表の債務負担行為補正でございます。

債務負担行為は、契約などで発生する将来にわたっての法的債務の履行に対しまして、一定期間の一定限度の支出負担枠を設定するものでございます。このたび追加する事項は、1 行目の会計年度任用職員制度導入支援業務委託は、地方公務員法の改正によりまして、平成 3 2 年 4 月から会計年度任用職員制度の導入に向けた例規制定の支援業務を行うものでございます。

2 行目の庁舎の施設の管理業務委託から末尾の町立図書館運営委託業務までの 5 つの事業につきましては、平成 3 1 年度 4 月 1 日から業務が開始し、平成 3 0 年度中に事前に契約行為を行うことが必要となってくる業務について債務負担行為を措置し、その期限と限度額について定めるものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第 3 表の地方債補正でございます。

このたび臨時財政対策債の借り入れ限度額を交付額の確定によりまして、限度額を 1 億 7 0 0 万円から 1 億 1, 4 1 0 万円に、また、公適債の追加を受けたことから、一般単独事業債の限度額を 1, 6 5 0 万円から 2, 1 5 0 万円に増額するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法について、変更はございません。

続いて、7 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入の総括となります。説明を割愛させていただきまして、8 ページ、9 ページの歳入予算の事項別明細書から各担当課長が説明をさせていただきます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、歳入について説明させていただきます。

1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金では、6 2 5 万 3, 0 0 0 円を減額し、9, 8 5 0 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。障害者自立支援給付費に係る障がい者福祉サービス費及び障がい児給付費の利用者の減少に伴い、減額補正するものでございます。

2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金では、4 5 万 6, 0 0 0 円を減額し、1, 1 4 7 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。地域生活支援事業費に係る日常生活用具給付費及び日中一時支援事業費の利用者等の減少に伴い、減額補正するものでございます。

1 4 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金では、3 1 2 万 7, 0 0 0 円を減額し、5, 8 8 9 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。先ほどの国庫負担金と同様に、障害者自立支援給付費に係る障がい者福祉サービス費及び障がい児給付費の利用者の減少

に伴い、減額補正するものでございます。

2項県補助金、1目民生費県補助金では、22万8,000円を減額し、2,652万4,000円とするものでございます。先ほどの国庫補助金と同様に、地域生活支援事業費に係る日常生活用具給付費及び日中一時支援事業費の利用者等の減少に伴い、減額補正するものでございます。

2目衛生費県補助金では、15万2,000円を追加し、410万2,000円とするものでございます。地域自殺対策事業補助金の交付決定などにより、追加補正するものでございます。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） 3目農林水産業費県補助金、95万9,000円を増額し、3,641万9,000円とするものです。多面的機能支払事業交付金の追加配分による増額で、交付額は、国2分の1、県4分の1でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 5目の消防費の県補助金、9万1,000円を追加いたしまして、70万1,000円とするものでございます。北部海拔ゼロメートル地帯の避難対策補助金といたしまして、本年度分の津波対策事業の補助金が確定いたしましたので、追加補正を行うものでございます。

続いて、10ページ、11ページをお願いいたします。

16款の寄附金、1項1目の一般寄附金では、1,200万円を追加し、2,700万1,000円とするものでございます。ふるさと応援寄附金の11月末の実績及び前年度の年度末実績から、本年度の収入見込み額を追加するものでございます。

2目の民生費の寄附金及び3目の教育費の寄附金、このたび木曾岬町の教育振興及び地域福祉の推進に役立てていただきたいと、それぞれ100万円の指定寄附がございましたので、補正するものでございます。

17款の繰入金、2項1目財政調整基金繰入金、このたび700万円を追加し、2,700万円とするものでございます。国庫補助金、県補助金などの減額によりまして財政調整基金を取り崩し、財源の確保を行うものでございます。

19款の諸収入、3項2目総務費受託事業収入でございます。13万6,000円を追加し、1,442万3,000円とするものでございます。木曾岬干拓地わんぱく原っぱの除草作業の追加に伴いまして、受託事業収入を追加するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 4項5目雑入では、162万6,000円を追加し、1,937万円とするものでございます。福祉健康課所管としまして、2節過年度収入では、平成29年度障がい児給付費の国庫負担金及び県負担金の実績報告による精算に伴い、追加交付を受け入れるものでございます。

3節雑入の共済保険金では、輪心乃里施設が台風21号の被害により施設修繕が必要となりましたので、共済保険の給付費を受け入れるものでございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 続きまして、雑収入、危機管理課分といたしましては、45万3,000円を増額するものでございます。9月4日に襲来をいたしました台風21号の影響によりまして、町が設置いたしました看板が飛散し、町民が所有する2台の車両を損傷させたことに伴う損害賠償額の全額でございまして、保険適用となることから、ここで補正を行うものでございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 総務政策課所管では、この雑入98万円のうち、52万7,000円をコピー代等の収入実績に合わせて追加させていただくものでございます。

続いて、12ページ、13ページをお願いいたします。

20款の町債、1項2目土木債の500万円は、町道補修事業への公適債の追加及び3目の総務債710万につきましては臨時財政対策債の交付額の確定により、それぞれ追加をさせていただくものでございます。

続きまして、14ページ、15ページの歳出の総括を割愛させていただきまして、16ページ、17ページの事項別明細書から、それぞれの所管課長から説明をさせていただきます。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、1款議会費、1項1目議会費では、このたび58万3,000円を追加し、5,625万1,000円とするものでございます。議会事務局職員の人事異動及びこのたびの人事院勧告によります給料、職員手当、共済費におきまして補正するものでございます。詳細は説明欄のとおりでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2款総務費、1項1目一般管理費、このたび155万9,000円を減額し、1億8,562万6,000円とするものでございます。このたびの補正予算における人件費の補正は全科目に通しまして、人事異動と人事院の勧告による補正を行ったものでございます。2節の給料は、人事異動によります減額でございます。3節の職員手当、説明欄の減額の手当は人事異動によるもの、また、増額の手当は人事院勧告によるものでございます。

18ページをお願いいたします。

4節の共済費、人事異動による減額と人事院勧告によるものでございます。8節の報償費の320万円及び12節の役務費63万円及び13節の委託料168万4,000円は、ふるさと応援寄附金の増収によりまして、通信運搬費、寄附金の返礼品、ふるさと納税の事務費の運営費、事務代行手数料でございますが、これらの見込み額を補正させていただくものでございます。

5目の財産管理費、このたび840万円を追加いたしまして、9,648万9,000円とするものでございます。19節の負担金につきましては、商工会館改修工事が繰り延べになったことによりまして減額をするものでございます。25節の積立金、ふるさと応援寄附金の収入額を積み立てるものでございます。

続いて、7目の木曾岬干拓推進事業費、このたび13万円を追加し、1,406万8,000円とするものでございます。木曾岬干拓地のわんぱく原っぱの除草に係る維持管理業務の委託を追加するものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 続きまして、12目高度情報処理対策費では、4万3,000円を増額いたしまして、6,612万1,000円とするものでございます。旅費の費用弁償におきまして、ICT・IoT事業を推進していく上で、総務省から御紹介をいただきました地域情報化アドバイザー、この方に対して継続的に助言、提言を御依頼する上で必要な旅費相当分4万3,000円を増額するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、20ページ、21ページでございます。

13目交通安全対策費では、45万4,000円を増額いたしまして、143万6,000円とするものでございます。歳入の項目でも御説明をさせていただきました台風21号の影響によりまして、町が設置した看板が飛散したことに伴い、町民が所有する車両が損傷したに伴う損害賠償金額を増額するものでございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 続きまして、2款総務費、2項1目の税務総務費につきましては、523万4,000円を増額し、予算を3,862万1,000円とするものでありまして、これにつきましては、職員異動による人件費の増ということでございます。

続きまして、2目賦課徴収費につきましては、172万8,000円を増額し、予算を2,798万6,000円とするものでございまして、内訳につきましては委託料で、これにつきましては地方税共通納税システムというシステムを委託して創出するものでございまして、これにつきましては、eL TAXと呼ばれている地方税ポータルシステムを通じて電子的に申告された税目について、申告に基づいた納税を電子的に行うというものでございまして、これは国の要請で、平成30年度内にそのシステムを構築して、来年、平成31年の10月から全国的に稼働するための準備のシステムを組むというものでございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） ページ、変わりました、22ページ、23ページをござらんください。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、今回260万4,000円を減額しまして、1,675万9,000円とするものでございます。2節の給料から4節の共済費にかけて、人

事異動に伴う人件費の補正をさせていただくものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、今回325万9,000円を増額し、1億9,307万8,000円とするものでございます。住民課所管では、2節の給料から4節の共済費までは人事異動に伴う人件費の補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 24ページ、25ページへお願いします。

福祉健康課所管としまして、13節委託料の業務委託料では、旧南部幼稚園・保育園の施設利用に関して方向性を固めたことにより基本設計委託料が不用となりましたので、減額補正するものでございます。また、実施設計委託料では、旧南部幼稚園・保育園の改修工事に必要な社会福祉施設改修工事実施設計委託料を追加補正させていただくものでございます。25節積立金の木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金積立金としまして1件寄附がありましたので、積み立てするものでございます。

2目社会福祉施設費では、81万4,000円を追加し、3,780万1,000円とするものでございます。4節共済費では、再任用短時間職員社会保険料の精査により、追加補正させていただくものでございます。11節需用費では、福祉教育センター集會室前のブロックが損傷しているため、修繕料を追加補正するものでございます。12節役務費では、旧南部幼稚園・保育園の電話料金及びとまり木の緊急通報装置用電話料金の実績及び推計見込みにより、追加補正させていただくものでございます。18節備品購入費では、福祉教育センターに設置してあります公衆電話の故障により新規購入するため、追加補正させていただくものでございます。

3目老人福祉費では、137万7,000円を減額し、9,455万円とするものでございます。8節報償費から13節委託料までは、9月8日に開催しました敬老会の精算により、減額補正させていただくものでございます。28節繰出金の介護保険特別会計繰出金では、介護保険給付費及び地域支援事業費の精査により、減額補正させていただくものでございます。

6目障がい者福祉費では、1,244万円を減額し、1億845万8,000円とするものでございます。12節役務費では、国保連合会審査手数料及び主治医意見書作成手数料の利用件数等の増加により、追加補正させていただくものでございます。20節扶助費では、補装具費の申請件数の増加、地域生活支援事業費及び自立支援給付費の利用者などの減少により、相殺して減額補正させていただくものでございます。

26ページ、27ページへお願いします。

23節償還金利子及び割引料では、平成29年度の障がい者給付費などの実績報告による精算に伴い、追加補正させていただくものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、14万8,000円を追加し、1,605

万9,000円とするものでございます。2節給料から4節共済費までは、人事異動及び人勸により追加補正するものでございます。

5目保育所費では、55万5,000円を減額し、9,218万円とするものでございます。3節職員手当等では、人事異動により減額補正するものでございます。7節賃金では、栄養士の未応募による7カ月分の賃金の減額分と、調理員雇用による5カ月分の賃金の増額分を相殺して減額補正するものでございます。13節委託料の保守委託料では、木曾岬保育園に設置しましたエレベーターの法定点検費用の追加補正、業務委託料では、調理員の委託費用を追加補正させていただくものでございます。

28ページ、29ページへお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目成人等保健事業費では、8,000円を追加し、1,601万7,000円とするものでございます。11節需用費と13節委託料では、当初予算において自殺対策計画の計画書及び概要版の印刷製本費用を委託料で予算計上しておりましたが、国庫補助金の取り扱いについて指示がありましたので、13節委託料で予算計上しておりました印刷製本の費用を、11節需用費の印刷製本費に科目変更するものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 項、変わりました。2項清掃費、2目の塵芥処理費では、今回269万7,000円を減額し、1億3,229万4,000円とするものでございます。2節の給料から4節の共済費にかけて、人事異動などに伴う人件費の補正を行うものでございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） 次に、30、31ページをごらんいただきたいと思います。

5款の農林水産業費、1項2目農業総務費、197万3,000円を減額し、2,718万8,000円とするものでございます。人事異動等に伴います人件費の関連予算を減額させていただきました。

次に、2項1目農地総務費、183万2,000円を減額し、1,435万3,000円とするものでございます。この科目につきましても、人事異動等に伴いまして人件費関連の予算を減額させていただいたものでございます。

2目の土地改良費、128万円を増額し、6,535万1,000円とするものでございます。多面的機能支払事業交付金の追加交付決定により、施設の長寿命化の事業費を補正させていただいたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、32、33ページでございます。

6款の商工費、1項3目の観光費では、398万7,000円を増額して、1,129万8,000円とするものでございます。工事請負費では、鍋田川桜堤防管理工事で378万7,000円の補正をお願いするものでございます。概要につきましては、このたび

の補正予算を1年目といたしまして、3年計画で強剪定により樹形を整え、台風などの影響を軽減するための予算が約120万円、また、すいせんの里沿線の伐採、強剪定に要する経費としまして100万円、それから、さらに、本年度襲来いたしました台風による倒木等の被害で影響があった桜につきまして、緊急で通常剪定予算を流用し伐採、剪定を行いましたので、通常剪定に不足する予算約150万円を補正するものでございます。

19節では、本年9月の台風の影響でぼんぼりが倒れたり、パネルが飛んだりの影響がございました。この修繕を観光協会が行うこととなっておりますが、町からは修繕費の2分の1相当を補助するものでございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 続きまして、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費では、560万円補正し、8,197万8,000円とするものでございます。町道舗装修繕工事としまして、川西幹線で約200メートルの舗装の打ちかえ分としまして、工事請負費を計上しております。

続きまして、2目の道路新設改良費では、102万8,000円を減額し、9,651万8,000円とするものでございます。2節の給料以下、建設課職員2名分の人件費につきまして、人事異動や今回の給与改定等による補正を行うものでございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） ページをおめくりいただきまして、34ページ、35ページでございます。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費では、1,467万7,000円を増額いたしまして、1億4,553万円とするものでございます。11節需用費におきまして、本年5月より供用を開始いたしております木曾岬町防災センターに係る電気料でございますが、10月までの実績に合わせまして39万円増額をさせていただくものでございます。

1つ飛びまして、15節工事請負費でございます。さきに開催されました全員協議会でも御説明をさせていただきましたとおり、南部地区津波避難タワー建築工事におきまして、建設廃材発生処分費に係る経費1,187万7,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

○建設課長（浅野 覚君） 13節の委託料でございます。測量設計業務委託料として517万円を増額いたします。これは町道田代小学校線の道路事業におきまして、当初予算でお認めいただきました修正設計業務について実施に伴う精査を、また、用地測量につきましては、測量区域の増による増額補正を行うものでございます。

1つ飛びまして、17節公有財産購入費では、用地買収費276万円を減額するものでございます。これにつきましても田代小学校線の関係でございます。先ほど申し上げました用地測量の対象区域がふえることで、調査が年度末まで終えることになりました。このため用地買収につきましては、次年度に送るという措置を行うものでございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） 続きまして、9款教育費、1項2目事務局費で、今回443万円を追加し、8,450万8,000円としております。給料から共済費につきましては、人事異動や人事院勧告により、人件費を計上させていただいたものでございます。

ページ、めくっていただき、36ページ、37ページでございます。

積立金におきましては、御厚意によりいただきました多額の寄附金を夢とふれあい教育基金に積み立てさせていただくものでございます。

項、変わります。2項1目学校管理費におきましては、今回9万7,000円を減額し、4,619万1,000円としております。需用費では、台風の影響による学校施設の修繕経費を計上し、使用料及び賃借料では、コンピューターリース料の精査により減額するものでございます。工事請負費につきましては、47万6,000円を減額するもので、内訳といたしまして、小学校玄関横側壁タイルの改修工事の完了と小学校女子便所洋式化工事の見合わせにより、合わせて200万4,000円を減額し、また、小学校旧用務員室の跡地を駐車場として活用するための整備費、障がい児童の受け入れに対応したトイレの改修費と合わせまして152万8,000円を追加するものでございます。備品購入費では、障がいを持った児童に対応した机、トイレ等の購入経費、扶助費では、準要保護児童生徒の就学援助費18名の認定を見込むことにより、追加計上させていただいたものでございます。

項、変わります。3項1目学校管理費におきましては、今回34万円を追加し、3,071万円としております。需用費では、台風の影響による学校施設の修繕経費を計上し、使用料及び賃借料では、コンピューターリースの精査により減額するものでございます。

ページ、めくっていただきまして、38ページ、39ページをお願いします。

扶助費では、準要保護児童生徒の就学援助費19名の認定を見込むことにより、追加計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 4項1目幼稚園費では、54万4,000円を追加し、2,923万6,000円とするものでございます。3節職員手当等では、人事異動などにより追加補正するものでございます。

以上です。

○教育課長（伊藤正典君） 6項2目保健体育施設費におきましては、今回27万5,000円を減額し、1,824万8,000円としております。小学校旧用務員室の解体工事に伴い、減額させていただいたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 40、41ページをお願いします。

11款1項1目の予備費でございます。このたび77万8,000円を増額し、681

万5,000円とするものでございます。地方自治法に定める予備費でございます。

付属の資料といたしまして、42ページをお願いいたします。

補正予算の給与費の明細書を添付させていただいています。給料、職員手当などの補正を行ったことから、添付をさせていただきました。上段が特別職、下段が一般職、右の43ページは、給料、手当の増減の明細でございます。

また、44、45ページ、債務負担行為に関する調書を添付させていただいております。このたびの補正予算において債務負担行為の追加を行いましたので、関係する項目の補正を行うものでございまして、冒頭の第2表で申し上げました追加する6件の債務負担行為の支出予定額と財源をお示したものでございます。

46ページをお願いいたします。

地方債の現在高と当該年度末の見込み額を示したものでございます。

以上で議案第52号、町一般会計の補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（伊藤好博君） 説明が続いておりますが、ここで暫時休憩といたします。休憩は15分とります。20分までといたします。10時20分に再開といたしますので、よろしくをお願いいたします。

午前10時 6分休憩

午前10時20分再開

○議長（伊藤好博君） それでは、休憩を解き、本会議に戻します。

続いて、事務当局の説明をお願いいたします。

○福祉健康課長（松本 大君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 松本福祉健康課長。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、47ページをお願いします。

議案第53号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ446万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億803万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

48ページ、49ページへお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入では、第4款国庫支出金から第8款繰入金までの4款6項において、また、歳出では、第2款保険給付費から第8款予備費までの3款4項において、それぞれ446万4,000円を減額し、補正後予算額で5億803万6,000円とするものでございます。

50ページを割愛させていただいて、51ページ、52ページへお願いします。

歳入について説明させていただきます。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では、1 7 5 万円を減額し、7, 8 1 2 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。歳出の保険給付費の精査により、減額補正させていただくものでございます。

2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では、4 4 万円を減額し、1 1 1 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。歳出の地域支援事業費の精査により、減額補正させていただくものでございます。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金では、1 0 8 万円を減額し、1 億 2, 2 1 0 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。歳出の保険給付費の精査により、減額補正させていただくものでございます。

2 目地域支援事業交付金では、5 9 万 4, 0 0 0 円を減額し、1 5 1 万円とするものでございます。こちらも歳出の地域支援事業費の精査により、減額補正させていただくものでございます。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金では、4 5 万円を追加し、6, 9 5 7 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。こちらは歳出の保険給付費の精査により、追加補正させていただくものでございます。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では、2 7 万 5, 0 0 0 円を減額し、6 9 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。歳出の地域支援事業費の精査により、減額補正させていただくものでございます。

5 3 ページ、5 4 ページへお願いします。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金では、5 0 万円を減額し、5, 1 9 7 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。歳出の保険給付費の精査により、減額補正させていただくものでございます。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）では、2 7 万 5, 0 0 0 円を減額し、6 9 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。歳出の地域支援事業費の精査により、減額補正させていただくものでございます。

5 5 ページ、5 6 ページは割愛させていただいて、5 7 ページ、5 8 ページへお願いします。

歳出について説明させていただきます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費では、1, 9 0 0 万円を減額し、1 億 3, 3 0 5 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。主に通所介護、通所リハビリテーションの利用者数見込みの減少により、減額補正させていただくものでございます。

2 目地域密着型介護サービス給付費では、7 0 0 万円を減額し、4, 2 3 4 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。主に認知症対応型共同生活・地域密着型通所介護の利用者

数見込みの減少により、減額補正させていただくものでございます。

3目施設介護サービス給付費では、1,900万円を追加し、2億1,704万円とするものでございます。主に介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、老健と言われる老人保健施設の施設入所者の見込みが増加したことによりまして、追加補正させていただくものでございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費では、300万円を追加し、916万4,000円とするものでございます。主に介護予防通所リハビリテーションの利用者数見込みの増加により、追加補正させていただくものでございます。

59ページ、60ページへお願いします。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費（訪問・通所・生活支援）では、220万円を減額し、1,136万5,000円とするものでございます。通所型サービスの利用者数見込みの減少により、減額補正させていただくものでございます。

8款1項1目予備費では、173万6,000円を追加し、648万4,000円とするものでございます。この金額をもって歳入予算を調整させていただきます。

以上で平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（伊藤好博君） 議案の54号の説明、続いてお願いいたします。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、議案第54号をお願いします。

木曾岬町立認定こども園条例の制定についてでございます。

木曾岬町立認定こども園条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由でございますが、女性の社会進出及び少子化の進行など家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、多様化している子育て支援に関する需要に対応し、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、木曾岬町立認定こども園を設置するに当たり、その関係条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページへお願いします。

木曾岬町立認定こども園条例でございますが、第1条の設置では、認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園の設置について定めるものでございます。

第2条の名称、位置及び定員では、名称を木曾岬町立木曾岬こども園、位置を木曾岬町大字和泉431番地1、定員を140人と定めるものでございます。

第3条の事業では、認定こども園法に規定する教育及び保育、子育て支援事業などについて定めるものでございます。

第4条の入園資格では、子ども・子育て支援法の規定に基づき、入園資格を定めるもの

でございます。

第5条の利用者負担額では、特定教育・保育を、次のページへお願いします、受けた子どもの支給認定保護者から利用者負担額を保険料として徴収することについて定めるものでございます。

第6条の委任では、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるものでございます。

附則であります。第1項の施行期日では、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項の準備行為では、こども園に係る入園の手続、その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるものでございます。

第3項の木曾岬町保育所設置条例及び木曾岬町立幼稚園条例の廃止では、第1号及び第2号に掲げる条例を廃止するものでございます。

第4項の木曾岬町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により、次のページで上から2行目なんです。別表中の「幼稚園・保育園」医を「認定こども園」にするものでございます。

参考までに資料をつけさせていただきました。5ページへお願いします。

新旧対照表ですが、下から8行目なんですけれども、「幼稚園・保育園」医を「認定こども園」に改正するものでございますが、こども園医となっておりますので、「認定」の追加をお願いします。

3ページに戻っていただきまして、上から5行目の第5項の木曾岬町立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正でございますが、参考資料をつけておりますので、7ページへお願いします。

7ページのほうの新旧対照表で、第1条中の「幼稚園」を「認定こども園」に改め、「(以下「町立学校等」という。)」を削るものでございます。

第2条中、「「実施機関」とは」の次に「、小学校及び中学校の学校医等に関しては」を、「教育委員会を」の次に「、認定こども園の学校医等に関しては町長を」を加えるものでございます。

第6条中、「教育委員会規則で」を「実施機関が」に改めるものでございます。

簡単ではありますが、議案第54号、木曾岬町立認定こども園条例の制定についての説明を終わります。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 次に、議案第55号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。下段、提案理由でございます。

平成30年の人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律における勤勉手当の

支給割合の変更及び給料表の改正がなされたため、地方自治法の第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

めくっていただきますと条例本文がございますが、説明につきましては新旧対照表で説明させていただきたいと思っておりますので、7枚ほどめくっていただきますと給与に関する条例の新旧対照表の第1条関係がございますので、こちらをごらんさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

第1条関係につきましては、平成30年の12月より施行するものでございます。まず、第16条の宿日直手当、人事院勧告によりまして宿日直手当の改正によりまして、1回当たりの手当が200円引き上げられまして、これで5,200円とすることに改正をするものでございます。また、年末年始の倍率を近隣市町と合わせまして、現行の1.5倍から2.0倍に引き上げることから、このたびの宿日直手当の勤務1回につきまして、現行7,500円を1万400円と改めるものでございます。また、人事院勧告によりまして、月の上限額2万1,000円を2万2,000円に改めるものでございます。

続いて、18条の第2項の1号の勤勉手当でございます。

下段でございますが、人事院勧告によりまして勤勉手当が0.05カ月引き上げられたことによりまして、12月の支給分におきまして現行の100分の90を100分の95に、また、特定管理職につきましては、現行の100分の110から100分の115に改めるものでございます。

裏面の2ページをお願いいたします。

18条の2項2号におきましては、再任用職員の勤勉手当をうたっております。これも同様に引き上げられましたことから、12月の支給分において現行の100分の42.5を100分の47.5に、また、特定管理職にありましては、現行の100分の52.5から100分の57.5に改正するものでございます。

5項につきましては、現行条例をこのたびの改正にあわせて条例文を整えたものでございます。

続きまして、第2条関係を説明させていただきたいので、また条例の給与表、6ページほどめくっていただきますと同条例の第2条関係の新旧対照表がございますので、こちらをごらんさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

第2条の改正につきましては、平成31年の4月より施行するものでございます。まず、17条の期末手当、第2項は一般職の期末手当でございます。人事院勧告によりまして6月、12月の支給割合を均衡にすることに改正されたことによりまして、6月、12月の支給割合を100分の130に改正するものでございます。また、同様に、特定管理職の支給割合につきましても100分の110に改正するものでございます。

次の17条の第3項では、再任用職員の期末手当をうたっております。これも同様に支給割合を均衡にすることから、現行の100分の72.5及び100分の62.5に

改正を行うものでございます。

続いて、裏面をお願いいたします。

18条の第2項の1号でございます。

これは勤勉手当でございまして、これも人事院勧告によりまして6月、12月の支給割合を均衡にすることから、6月、12月の支給割合を100分の92.5に、また、特定管理職にあつては100分の112.5に改正するものでございます。また、同様に、特定管理職の支給割合におきましても、100分の112.5に改正するものでございます。

第2号におきましては、再任用職員の勤勉手当の改正でございまして、同様にこちらも均衡を図るために、支給割合を100分の45に改正及び特定管理職の支給割合も100分の55に改正するものでございます。

条例の本文に戻っていただきたいと思ひます。

本文最後の附則をお願いいたします。よろしいでしょうか。

附則の第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、先ほど申しましたとおり、平成31年の4月1日から施行するものでございます。

2項でございます。第1条の規定による改正後の木曾岬町職員の給与に関する条例の規定は平成30年4月から適用し、ただし、改正後の給与条例第18条の2項の規定、いわゆる勤勉手当でございしますが、これは平成30年の12月1日から適用するものでございます。

第2条でございます。改正後の給与条例の規定を適用する場合は、第1条の規定による改正前の木曾岬町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

第3条では、規則の委任でございまして。前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを定めたものでございます。

続きまして、議案の第56号の説明をさせていただきます。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

下段、提案理由でございます。

平成30年人事院勧告に準じ、町長等の期末手当の支給割合を変更するものでございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会で議決を得るものでございます。

めくっていただきますと条例本文でございしますが、こちらも裏面に新旧対照表をつけておりますので、こちらほうで説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、第1条関係、これにつきましても、平成30年12月から施行するものでございます。このたび第3条によりまして、職員の人事院勧告に合わせまして、町長等につきま

しても0.05カ月を引き上げ、期末手当を現行の100分の227.5から100分の232.5に改正を行うものでございます。

続きまして、裏面をもう一枚はねていただきたいと思ひます。

第2条関係でござひます。

こちらの第2条関係につきましても、平成31年の4月より施行を行うものでござひます。

こちらでも第3条でござひますが、職員と同様に、人事院勧告に合わせ、町長等の期末手当を均衡にするために、6月、12月の支給割合を、改正では100分の222.5に改正を行うものでござひます。

条例本文に戻っていただきたいと思ひます。

附則でござひます。

施行期日でござひますが、第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものでござひます。

2項では、第1条の規定による改正後の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定は、平成30年12月1日から施行するというものでござひます。

第2条では、期末手当の内払いを規定しております。改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものでござひます。

以上が議案第56号の説明でござひます。

続きまして、議案第57号をお願いいたします。

木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてでござひます。

木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでござひます。

下段、提案理由でござひます。

教育振興並びに創造性豊かなふれあい文化の町の形成に寄与することを目的に設置された同基金へ新たな寄附を受けたため、地方自治法第96条第1項第1号により、議会の議決を得るものでござひます。

めくっていただきますと条例本文がござひますが、こちらにつきましても同様に、新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。裏面でござひます。

本年アイ・エヌ・ジー様から100万円の寄附をいただきました。このことによりまして、別表を改正するものでござひます。別表の中段から下の部分でござひますが、株式会社アイ・エヌ・ジー様でござひますが、このたびの寄附によりまして、現行の寄附行為の年次を平成18年から平成29年とありますものを平成18年から平成30年に、また、基金の額を700万円から800万円に改正するものでござひます。また、これにあわせ

て基金の総額、最下段でございますが、5, 880万円を5, 980万円と改めるものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は公布の日から施行をするものでございます。

以上が議案第57号の説明でございます。

続きまして、議案第58号をお願いいたします。

木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

下段、提案理由でございます。地域福祉の推進並びに思いやりあふれる健康長寿の町の形成に寄与することを目的に設置された同基金へ新たな寄附を受けたため、地方自治法第96条第1項第1号により、議会の議決を得るものでございます。

めくっていただきますと、条例本文でございます。

これにつきましても裏面の新旧対照表で説明をさせていただきますので、ごらんいただきたいと思っております。

先ほど申しましたとおり、本年、古村勇夫氏の遺族の方より100万円の寄附を受けました。このことから、現行の基金の構成第2条について、基金の額を現行5, 190万円から5, 290万円と改めるものでございます。また、別表第2条関係でございますが、最下段をお願いします。最下段にこのたび受けた寄附者名は古村勇夫氏、寄附行為の年次を平成30年、基金の額100万円を追加するものでございます。

条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が議案第58号の説明でございます。

○税務課長（藤井光利君） 続きまして、議案第59号、木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

木曾岬町税条例の一部を別紙のとおり改正するものとするということでございまして、提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、以下、地方税法施行規則の一部を改正する省令までが、平成30年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本町税条例等の一部を改正する必要がある。これが議案を提出する理由でございます。

説明に当たりましては、本日お手元にお配りをさせていただきました説明資料と、それから、既にお配りさせていただきました新旧対照表、これを見比べながら説明をさせていただきますので、2つの資料をごらんください。

まず、説明資料のほうから読ませさせていただきます。

まず、一番最初、第23条でございます。これにつきましては、町民税の納税義務者に

関する規定でありまして、今回の改正は字句の訂正、これについては新旧対照表を見てください。これの第23条の第1項については字句の訂正ということで御理解ください。

続きまして、第3項では、本条の適用を受け法人とみなされる人格のない社団等に、法人町民税の申告納付に関する電子申告義務化に係る規定である第48条第10項から12項までの適用をしない、いわゆる新旧対照表には除くと規定されますが、そのような規定をするものでございます。この第10項から第12項までについては、第48条のところで説明をさせていただきます。

続きまして、第24条、これにつきましては説明資料です。個人の町民税の非課税の範囲を定めるものでありまして、障がい者、それから、未成年者、寡婦に対する非課税措置の所得要件の引き上げに伴う改正でありまして、非課税限度額の引き上げとして、これらの者の前年の合計所得金額125万円を135万円と、対象範囲の拡大をするものであります。

続きまして、同様に、第2項の均等割の非課税限度所得額につきましては、28万円に10万円を加えた額とするということで、これも対象範囲の拡大の規定であります。これにつきましては、施行は平成33年の1月1日からということでございます。

続きまして、第34条の2、これにつきましては所得控除に関する規定でありまして、前年中に災害等により自己、または生計を一にする配偶者等の有する資産について、損失を受けた場合の基礎控除額に所得要件、所得要件というのは前年の合計所得金額が2,500万円以下であると規定を創出するものでありまして、今まで所得要件がなかったものがそのような所得要件が設けられたという規定であります。これについては、平成33年1月1日からの施行であります。

続きまして、第34条の6、これにつきましては調整控除ということで、調整控除額に先ほどの34条と同様に所得要件、同じ2,500万円以下という所得割の納税義務者という規定を創出する、今までそういう規定がなかったんですけど、そういう所得要件を設けるという規定でありまして、施行期日については平成33年1月1日からというものでございます。

続きまして、第48条、これは法人の町民税の申告納付に関するものでありまして、新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の第48条というところをごらんいただきたいと思うんですが、そこに10項から12項にかけて追加するというものでありまして、これにつきましては長々書いてありますが、これを要約して説明をさせていただきますが、まず、新旧対照表の10項のところですが、簡単に説明させていただきますと、内国法人については法人の町民税の申告については地方税共同機構を経由して町長に提供することにより行わなければならないという、要約するとそういう規定でありまして、今回、法人の中で資本金が1億円を超える法人については、この地方税共同機構、いわゆるeLTAという、先ほどの共通納税

のところにも出てきました e L T A X の地方税共同機構を経由して電子申告をしなければならぬと。電子申告をしなければ申告したことになりませんよという規定を今回地方税法の改正に伴って追加するというものであります。これにつきましては平成 3 2 年 4 月 1 日からの施行であります。

続きまして、第 9 4 条、これにつきましては、たばこ税の課税標準という規定でありまして、この 9 4 条の第 3 項については、加熱式たばこの規定でありまして、この説明資料を読ませていただきますが、紙巻きたばこの本数への換算方法の見直しに係る規定の整備を図るものでありまして、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方法とするなどの規定の整備を図るものでありまして、本年 1 0 月にも一度改正されておりますが、それ以降、平成 3 4 年 1 0 月 1 日に向けてそれぞれ改正をしていくというものでありまして、これについては次の 9 5 条に税率という条項があるんですけども、まず、加熱式たばこに税率を掛けるためには、まず、紙巻きたばこへの換算を行わなければならない、換算することによって 9 5 条の税率がかかるというものでありまして、まず、その 9 4 条の第 1 項については、加熱式たばこを紙巻きたばこ 1 本と、説明資料の表なんですけど、第 1 号については、加熱式たばこ 1 グラムを紙巻きたばこ 1 本とするものが第 1 号、それから、第 2 号については、加熱式たばこ 0. 4 グラムを紙巻きたばこの 0. 5 本として換算する。これが重量に換算するという形です。

続きまして、第 3 号については、1 本当たりの価格を 0. 5 本の紙巻きたばことして換算する。これは価格に関する規定なんですけど、これを第 1 号から第 3 号にまず掲げていまして、それに関する計数が平成 3 0 年の 1 0 月から平成 3 4 年の 1 0 月まで、それぞれこの表にあるように改正されていくという規定であります。

続きまして、説明資料をめくっていただきまして附則第 5 条、これにつきましては、個人の町民税に所得割の非課税の範囲という規定でありまして、これにつきましては地方税法の給与所得控除、それから、公的年金控除等の控除を 1 0 万円引き下げるとともに、基礎控除を 1 0 万円引き上げるといった改正であります。

それは下の表にあるとおりですが、例えば給与所得控除でありますと、例えば 1 0 0 万円の給与収入があったとすると、6 5 万円が給与所得控除なんです。これが現行ですね。これが 1 0 万円を引き下げられると、6 5 万が 5 5 万円になりますと。そのかわり基礎控除、これについてはこの表ですね、3 3 万円を 4 3 万円とすることで、1 0 万円を引き上げるといふようなものです。例えば公的年金でいいますと、6 5 歳の方でいいますと、1 2 0 万円が公的年金等控除になりますが、それを 1 0 万円引き下げると 1 1 0 万円になります。そのかわり基礎控除が 3 3 万円が 4 3 万円になりますよというものでございます。

続きまして、附則第 1 0 条の 2、これにつきましては、地方税法のわがまち特例の改正に係るものということで、平たく言いますと固定資産税を一定期間、一定割合減額する規定ということで、各市町の条例でその一定割合をどのように考えるかという規定を設ける

というものでありまして、まず、第1項に定める地方税法の附則第15条2項第1号についてはどういうものかという内容ですが、これにつきましては公共の危害防止のために設置された水質汚濁法に規定する汚水または廃液の処理施設である償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでありまして、これについては課税から5年度分、2分の1ですね。この2分の1というのは新旧対照表のほうをごらんいただくと2分の1とするということになってはいますが、そのような2分の1の減額を5年間するものだというふうに御理解ください。

続きまして、第4項に定める地方税法附則第15条8項については、説明資料ですが、雨水貯留浸透施設である償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでありまして、これは課税から5年度分、4分の3の減額をするというものでございます。

続きまして、第16項に定める地方税法附則第15条32項第2号イについては、電気事業者による再生可能エネルギー発電設備のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備であって、太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備である償却資産に対して固定資産税の課税標準の特例について定めたものでありまして、これについては3年度分で4分の3をそれぞれ減額するというものでございます。

続きまして、第17項に定める地方税法附則第15条第32項第2号ロについては、電気事業者による再生可能エネルギー発電設備のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備であって、風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備である償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでありまして、これについては3年度分、各年度4分の3を減ずる、償却資産の固定資産税を減ずるというものでございます。

続きまして、第23項から第25項につきましては、地方税法の第15条43項なんです、それについては、1項ずつ条がずれたものということで、この23項から25項については、内容は従来の条例と変わっておるものではありませんので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、まだ94条の件ですが、これにつきましては新旧対照表の中で、ずーっとめくっていただきまして、第2条による改正、先ほどまでは第1条による改正だったんですが、第2条による改正というところまで行きまして、要は8ページ、14分の8の8ページで、これにつきましては、第2条は、先ほどの94条は平成31年の10月1日改正だったんですが、その第2条については同じ94条が平成32年の10月1日の施行日ということで、先ほどの紙巻きたばこへの換算について、説明資料の表、例えば第1号でいうと0.6という計数が0.4に平成32年の10月1日に改正されるというふうに御理解ください。

続きまして、第2条の第95条の件ですが、これについても説明資料のところ、たばこ

税の税率、これについては先ほどの換算した市町村のたばこ税の税率を1,000本について平成33年の10月1日までに段階的に改正していくものでありまして、平成32年10月1日の施行については、従来の1,000本当たり5,692円を6,122円に改正するという規定であります。

続きまして、新旧対照表、第3条による改正のところをごらんください。

これにつきましては、先ほどの第22条が平成32年の改正だったものが、翌年、平成33年10月1日からの改正ということでありまして、これを先ほどのまた説明資料に戻りますが、第1号でいうところの0.4という計数が平成33年の10月1日からは0.2を掛けるというふうに掛ける計数が改正されてくるというものであります。

続きまして、第95条につきましては、先ほどの第22条では平成32年の改正が6,122円だったものが、平成33年の改正で6,552円に改正されるというものでございます。

続きまして、新旧対照表の中の12ページ、第4条に関する改正ということで、これにつきましては、まず最初、93条の2という規定ですが、これにつきましては、この説明資料をごらんいただくと、及び次条第3項第1号を削るもの、これにつきましては、新旧対照表のところでは94条の3項の1号が削除されていますので、その関係で93条の2を同日付、この第4条については平成34年10月1日の改正ですが、この同一期日に関係する93条の2のところも同時に削除していくというものでございます。

それで、第4条の94条のところの新旧対照表をごらんいただくと、それぞれ地方税法の改正に伴い、条例を改正して削除したり条がずれたりするところをごらんいただければいいかなというふうに思っております。

それでは、本文のほうに戻っていただきたいと思いますが、本文のところを1枚めくって、3枚目のところの上段から3行目に附則ということで書かせていただいております。施行期日については、第1条、この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、第1号については平成31年の10月1日、以下、第4条の規定第6号までの平成34年10月1日までということで、それぞれ各条項の施行期日をここに書かせていただいております。

議案第59号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第60号の説明をさせていただきます。

議案第60号につきましては、木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとするということで、提案理由といたしましては、本町に居住する者及び町外から転入する者の定住促進に資することを目的に、新築住宅を取得した者並びに住宅借入金等特別控除を受け中古住宅を購入した者及びマイホームを増改築した者に対して行う固定資産税の減免措置を今後も継続し

ていくため、本件条例の対象期間の延長のため改正を行う必要がある。これが本議案を提出する理由でございます。

それでは、めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

この条例につきましては、先ほども提案理由のほうで申し上げましたが、新築住宅を取得した者並びに住宅借入金等特別控除を受け中古住宅を購入した者及びマイホームを増改築した者に対して固定資産税を減免することに関して必要な事項を定めることによって、本町に居住する者及び町外から転入する者の定住促進に資することを目的にする条例でありまして、今回の改正は対象住宅の期間の延長に係るものということで、ここの下線の部分、従来の規定が平成31年1月1日までであったものを2年間延長して平成33年1月1日までということで、対象期間を2年間延長するというものでございます。

それでは、1枚戻ってもらいまして、本文のところ、附則、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

説明は以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 続きまして、議案第61号、損害賠償の額を定めることについてを御説明させていただきます。

議案書でございます。

中段に記載のとおり、町の義務に属する損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるというものでございます。

提案理由は最下段でございます。

上記事項による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、議会の議決を求めるとでございます。

まず、1番です。賠償の相手方でございます。木曾岬町在住の男性の方でございます。2番、損害賠償の額につきましては45万3,926円でございます。3番目の事故の概要についてでございますが、平成30年9月4日に襲来をいたしました台風21号、こちらの影響によりまして、町が設置いたしました交通安全の啓発看板、迷惑駐車は御遠慮くださいという看板でございますが、こちらの看板が飛散いたしまして、相手方の所有します自家用車2台のそれぞれの側面を損傷させたというものでございます。

なお、本損害賠償額につきましては、全額保険適用にて対応されるということになっております。

以上、簡単ではございますが、議案の内容説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 事務局による各議案の詳細説明が終わりました。

その中で、一番最初、議案第54号の福祉健康課の説明のところ、3ページの上段の部分のほうで2行目、認定こども園医というところで新旧対照表で御説明があったんです

が、こども園医となっております。福祉健康課長、これ、本会議の前にわかれば訂正なりしていただきたいと思っておりますので、皆さん、今のところ、わかりましたでしょうかね。説明はあったんですが、今後、議会が始まる前にわかっていれば訂正のほうをしておいてください。お願いします。

○福祉健康課長（松本 大君） 済みません。

○議長（伊藤好博君） 一応書面で訂正の部分だけ事務局のほうへ出しておいてもらえますか。対照表ではあるが、一応訂正するというので、お願いします。

○福祉健康課長（松本 大君） わかりました。

○議長（伊藤好博君） わかっていただけましたね。よろしくをお願いします。

ただいま上程しましたそれぞれの議案についての質疑は、12月11日に行います。よろしくをお願いします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

午前11時 9分散会

○議長（伊藤好博君） 議員の皆様には慎重な御審議ありがとうございました。また、加藤町長をはじめ執行部の方々には、詳細な説明ありがとうございました。

なお、一般質問日は12月11日午前9時から再開されますので、御出席を賜りますようお願い申し上げます。皆様、大変御苦勞さんでございました。